



ニッセイ・ウェルス生命

News Release

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1
お問い合わせ先
コーポレート・プランニング部 広報グループ
TEL : 03-6368-7200
www.nw-life.co.jp/

2020年4月1日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

**ニッセイ・ウェルス生命 野村証券を通じ、
『ニッセイ・ウェルス えらべる介護終身保険〈外貨建〉告知コース・無告知コース』を
改定し、販売開始**



ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、野村証券株式会社（代表取締役社長：森田 敏夫、以下「野村証券」）を通じ、2020年4月1日より『ニッセイ・ウェルス えらべる介護終身保険〈外貨建〉告知コース・無告知コース』*（以下「当商品」）を改定し、販売開始いたしました。

当商品は、相続・介護への準備ができる一時払の外貨建終身保険です。「告知コース」「無告知コース」の2コースからご選択いただけ、さらに、お客さまのニーズに合わせて介護保障のあり・なしをご選択いただけます。当商品は、2019年6月より野村証券にて販売されておりますが、今回、「無告知コース」を改定し、「告知コース」と同様に契約年齢の上限を87歳から90歳まで引き上げ、また、所定の要介護状態（公的介護保険制度の要介護2以上）で介護保険金を受け取れる介護保障特則を新設しました。介護保障割合は10%、30%、50%、100%からご選択いただけます。「人生100年時代」にむけて、お客さまのライフスタイルに合わせてご活用いただくことができます。

* 正式名称 告知コース：指定通貨建終身保険 / 無告知コース：指定通貨建特別終身保険

商品の詳細は以下の URL、商品の特徴については別紙をご覧ください。

https://www.nw-life.co.jp/product/individual/insurance/eraberu_kaigo/

- ・商品パンフレット
- ・特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

商品の特徴

1. 「告知コース」「無告知コース」の2コースからご選択いただけます。

「告知コース」

- ・ご契約からすぐに、一時払保険料を上回る一生涯の死亡保障を確保できます。
- ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態などについて、告知または医師による診査を行いその内容をもとにニッセイ・ウェルス生命が引受の査定を行います。

「無告知コース」

- ・契約日から5年経過後に死亡保障が増加します。
- ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態の告知なしで90歳まで加入できます。

2. お客様のニーズに合わせて、介護保障のあり・なしをご選択いただけます。

「告知コース」

■ 介護保障なし（介護保険金特則を付加しない場合）

- ・シンプルに死亡保障、高度障害保障を確保することができます。介護保障がない分、死亡保障、高度障害保障は大きくなります。

■ 介護保障あり（介護保険金特則を付加する場合）

- ・死亡保障、高度障害保障、介護保障があります。要介護2以上に認定された場合*1、介護保険金を受取れます。なお、被保険者が受け取る介護保険金は原則非課税となります。
- ・介護保険金額は基本保険金額に対し、契約時にご選択いただく介護保障割合（10%、30%、50%、100%）を乗じた金額となります。
- ・基本保険金額は、介護保障割合に応じて異なります。

「無告知コース」

■ 介護保障なし（介護保障特則を付加しない場合）

- ・死亡保険金として全額残すことができます。

■ 介護保障あり（介護保障特則を付加する場合）

- ・死亡保障、介護保障があります。要介護2以上に認定された場合*2、介護保険金を受け取れます。なお、被保険者が受け取る介護保険金は原則非課税となります。
- ・契約日から5年経過以降の介護保険金額は、基本保険金額に対し、契約時にご選択いただく介護保障割合（10%、30%、50%、100%）を乗じた金額となります。
- ・基本保険金額は、介護保障割合に応じて異なります。

*1 介護保険金は次のいずれかに該当した場合に支払われます。

- ① 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。
- ② ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。

*2 介護保険金は次のいずれにも該当した場合に支払われます。

- ① 責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が生じたこと。
- ② 公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定され、その認定の効力が生じたこと。